

市区町村名：双葉郡富岡町

相馬税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畠	山林	原野	牧場	池沼
あ	一部	帰還困難区域	% —	倍 (0)	倍 (0)	倍 (0)	倍 (0)	倍 (0)	倍 (0)	倍 (0)
お	大菅	都市計画法上の用途地域 上記以外の地域		1.1 周比準	周比準		比準	比準		
	小良ヶ浜	都市計画法上の用途地域 上記以外の地域		1.1 周比準	周比準		比準	比準		
か	上郡山	都市計画法上の用途地域 上記以外の地域		1.3 周比準	周比準		比準	比準		
け	上手岡	全域		1.1 純	1.3 純	2.1 純	2.8 純	2.8		
け	毛萱	全域		1.1 純	2.3 純	4.8 純	2.9 純	2.9		
こ	小浜	都市計画法上の用途地域 上記以外の地域		1.3 周比準	周比準		比準	比準		
し	下郡山	全域		1.1 純	1.3 純	2.1 純	2.9 純	2.9		
ち	中央1～2丁目	全域		1.3 周比準	周比準		比準	比準		
ほ	仏浜	都市計画法上の用途地域 上記以外の地域		1.3 周比準	周比準		比準	比準		
も	本岡	都市計画法上の用途地域 上記以外の地域		1.1 周比準	周比準		比準	比準		
	本町1～2丁目	全域		1.1 純	2.3 純	3.6 純	2.8 純	2.8		
よ	夜の森南3～5丁目	全域		1.3 周比準	周比準		比準	比準		
	上記以外の富岡町	全域		1.1 純	1.3 純	2.1 純	2.8 純	2.8		

※ 平成31年（2019年）1月1日現在において避難指示区域内に存する土地等については、評価倍率を定めることが困難であることから、評価の安全性を最大限に考慮し、「評価しない」こととしています（相続税、贈与税の申告に当たっては、その価額を「0」として差し支えありません。）。